

## 法学委員会分科会の設置について

### 分科会等名：「市民性」涵養のための法学教育システム構築分科会

1	<p>所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)</p>	法学委員会
2	<p>委員の構成</p>	25名以内の会員又は連携会員
3	<p>設置目的</p>	<p>ダイバシティ・インクルージョンが具現化していくこれからの社会に生きる「能動的な世界市民」を育成するためには、「市民性（シティズンシップ）」を涵養する教育が欠かせない。当該「市民性」の基礎となるべき「新しい教養（市民教養）」には、①ジェンダー平等、②承認と包摂（多文化共生）、③持続可能社会などに関する十分な知識と深い理解が不可欠である。そして、これらの課題に関する法的リテラシーの向上は、広義の法学教育に共有されるべき課題といえる。</p> <p>広義の法学教育としては、(a)一般的・基礎的な「法教育／法学教育」（中学・高校の公民教育、大学教養教育、市民のための生涯教育）、(b)法学部・法学研究科における専門教育としての「法学(専門)教育」、(c)法科大学院等における「法曹養成教育（継続教育も含む）」の三種が考えられる。</p> <p>これまで日本学術会議では、法学専門教育や大学教養教育、高校教育の課題が論じられてきた。また、「分野別質保証のための参照基準（法学）」では、法学専門教育と教養法学・市民の法教育を連動させる必要性が指摘されている。法学専門教育や法曹養成教育（継続教育も含む）においては、「市民性」涵養教育は「高度教養教育」という観点から論じられうる。</p> <p>本分科会では、これらの議論をふまえて、上記三種の法学教育を統合する概念として、ひとまず「法学教育システム」（広義の法学教育）という枠組みを設定し、「市民性」涵養という共通課題に即した一貫的・体系的な法学教育システムを構築するための課題や方向性について検討・審議したい。</p> <p>分科会では、実定法学・基礎法学・ジェンダー法学・法実務のそれぞれの専門家が互いに協力しながら教育の各段階における法学教育の内容を見直しつつ、新しい方法論を開発することをめざす。幅広い審議とするためにも、教育学・政</p>

		治学分野の会員・連携会員にもぜひ参加協力をお願いしたい。審議結果については、公開シンポジウムならびに提言の形で公表することをめざすものである。
4	審議事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第24期の活動のフォローアップ</li> <li>2. 「市民性教育」として法学教育システムを構築するための課題・条件等</li> <li>3. 国際比較調査等</li> <li>4. シンポジウム開催・提言作成等に係る審議に関すること</li> </ol>
5	設置期間	令和2年10月29日～令和5年9月30日
6	備考	※事実上24期からの継続